

○都市計画法に基づく市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例（平成14年小田原市条例第21号）（抄）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>（法第34条第11号の条例で指定する土地の区域）</p> <p>第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する市街化調整区域内の土地の区域であって、<u>政令第29条の9各号に掲げる区域その他の規則で定める土地の区域以外のものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>（法第34条第11号の条例で指定する土地の区域）</p> <p>第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する市街化調整区域内の土地の区域であって、<u>政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域その他の規則で定める土地の区域以外のものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>（法第34条第12号の条例で定める開発行為）</p> <p>第6条 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、次に掲げる開発行為（<u>政令第29条の9各号に掲げる区域その他の規則で定める土地の区域に係るものを除く。</u>）とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>（法第34条第12号の条例で定める開発行為）</p> <p>第6条 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、次に掲げる開発行為（<u>政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域その他の規則で定める土地の区域に係るものを除く。</u>）とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>